

仕 様 書

- 1 工事名称 精神医療センター I T V設備①更新工事
- 2 工事場所 神奈川県横浜市南区芹が谷 2 - 5 - 1
神奈川県立精神医療センター
- 3 目的 現行の I T V設備が老朽化しており、院内のセキュリティ対策を維持するため全体改修を行う
- 4 工事期間 契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 5 機器一覧 別紙内訳書を参照
- 6 添付書類 システムブロック図、機器外観図、平面図
(これらの書類については、競争参加資格「有」の方を対象に競争参加資格確認通知書に設計図書等のパスワードを添付します。)
- 7 共通事項

(1) 本工事での更新区分は下記通りとする。

- ・ 1 階 スタッフステーション I T V設備本体架
- ・ 1 階 スタッフステーション 天吊りモニター
- ・ 2 階 スタッフステーション 監視用パソコン
- ・ 2 階 スタッフステーション 天吊りモニター
- ・ 1 階 守衛室 監視パソコン及びモニター
- ・ 監視カメラ用 H U B 及び監視カメラ

※ただし、更新機器一覧に再利用可能と記載してあるもの以外で再利用可能であるものに関しては、事前に書面で報告し病院の承諾を受けること。

(2) 既存の L A Nケーブルは既設利用とする。

(3) 本工事に使用する設備機材等は、機器一覧に指示するもの、または、これと同等以上とする。ただし、同等以上のものを使用する場合は、着工前に書面で報告し、承諾を受けること。

(4) 工事施工上の止むを得ない理由によって、本仕様書の変更をなす場合は、事前に理由を付した書面を提出し、承諾を受けること。

(5) 既設品を再利用する場合であっても I T V設備全体が問題なく稼働すること

(6) 工事作業中は、既設の電気設備等の運用に支障がないようにすること。なお、電気設備等の運用に支障をきたす恐れがある場合は、事前に報告したうえで綿密に日時を協議し、実施すること。

- (7) 工事作業中は、できる限り作業音を防ぎ、利用者への支障にならないように努めること。なお、工事作業等で大きな作業音ができる場合は、事前に報告したうえで綿密に日時を協議し、実施すること。
- (8) 資材等のストックヤードスペースは、指示をされた場所とし、必要に応じて場所の移動に適宜、応じること。また、必要があれば、ストックヤード、搬出入用通路等に養生を施すこと。
- (9) 建設廃棄物等の処分がある場合には、受注者の責任において法令に基づき、適正に処理すること。また、処分を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等で処理が適正に行われたことが確認できる書類を整備すること。
- (10) 工事作業中は、工事個所周辺の立入りを禁止する表示や柵を設置し、利用者の安全を確保すること。
- (11) 工事作業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、この時間以外に作業する場合は、事前に承諾を受けること。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項で、機能上必要なものは事前に病院に報告したうえで協議し、装備すること。
- (2) 機器の設置作業中に出た不用品の撤去費用は、受注者の負担とする。
- (3) 下見が必要な場合は、病院担当者と調整のうえ、指定された日時で行うこと。